

令和6年12月3日

お客さま各位

村上信用金庫

当座勘定規定（一般用）の改正について

平素より 村上信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。当金庫では、令和7年1月1日からの当座預金払戻請求書の使用開始に伴い当座勘定規定を改正いたしました。

現在、政府・産業界・金融界において、政府の「成長戦略実行計画」を踏まえ「2026年度末までの手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた取り組みを進めております。

なお、当金庫では手形・小切手に代わる電子的な決済方法として「でんさいサービス」の利用をおすすめしております。この機会に同サービスのご利用についてご検討いただきますようお願いいたします。

記

1 改定日 令和6年11月1日

2 主な改正事項

「2026年までの手形・小切手の利用廃止に向けた取組み」として、手形・小切手以外の支払取引のため当座預金払戻請求書を使用開始いたします。この取り扱い等について改正いたしました。

以上

「当座勘定規定（一般用）」 新旧対照表

(下線部が変更箇所)

項 目	新	旧
第8条 手形、小切手の支払	<p>第8条 手形、小切手の支払等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)当座勘定の払戻しの場合には、<u>小切手または当金庫所定の払戻請求書</u>を使用してください。</p> <p>(4)<u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等が無い場合には、取引を行うことができません。</u></p>	<p>第8条 手形、小切手の支払</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3)当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p>(4) (新設)</p>
第9条 手形、小切手の用紙	<p>第9条 手形、小切手の用紙等</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5)手形用紙、小切手用紙または<u>払戻請求書</u>の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>(6)～(7) (略)</p>	<p>第9条 手形、小切手の用紙</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5)手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>(6)～(7) (同左)</p>
第17条 印鑑照合等 (1)	<p>手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>

以 上